

令和7年度

四日市市職員採用試験要項

(社会人経験者・再募集)

第1次試験実施日 令和6年12月8日(日)

受付期間 令和6年10月18日(金) ~ 11月24日(日) 23時59分【受信有効】

○ 電子申請(インターネット)による申し込み

四日市市総務部人事課

1 募集職種と採用予定人員

募集職種	主な職務概要	採用予定人員
技術職(土木)	主として土木関係の専門技術を必要とする業務に従事します。	若干名
保健師	主として保健指導・健康指導に従事します。	1名程度

- (注) 1. 採用予定人員については、今後の採用計画等の見直しにより変更することがあります。
2. 外国籍の人については、採用後、公権力の行使または公の意思の形成への参画にたずさわる職に任用できません。
詳しくは「外国籍職員の任用に関する基準について」を参照してください。
3. 技術職(土木) ※29歳以下、労務職(上下水道作業)、任期付職員についての採用試験要項は別に用意してあります。

2 採用予定日 令和7年4月1日
(採用可能な人についてはそれ以前に採用されることがあります)

3 受験資格

次の要件を満たす人が受験できます。

職種区分	年齢	学歴・職歴等	資格免許等
技術職(土木)	昭和55年4月2日から平成7年4月1日に生まれた人	【学歴】学校教育法に基づく大学院(修士課程)、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程、中等教育学校若しくは高等学校(これに準ずる養護学校高等部等の学校を含む)又はこれらに相当すると市長が認める学校等を卒業した人 【職歴】学歴に応じた職務経験が必要(詳細は別表に記載)	保健師免許を取得している人
保健師		【学歴】学校教育法に基づく大学院(修士課程)、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程の保健師養成課程又は厚生労働大臣の指定した保健師養成所を卒業した人 【職歴】学歴に応じた職務経験が必要(詳細は別表に記載)	

各職種共通の受験要件

- ・ 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない人。
- ・ 外国籍の人は、永住者または特別永住者の在留資格を有する人に限ります。
- ※最終合格発表後に、在留資格を証明する書類（住民票など）の提出を求めます。
- ・ 資格免許等が必要な職種については、その資格免許等の取得が採用の条件となります。
- ※最終合格発表後に、資格免許証の写し又は合格証明書等の写しを提出してもらいます。
- ・ 受験申込内容に虚偽の記載等が確認された場合は、採用が取り消されることがあります。
- ・ 卒業証明書（原本）は、最終合格発表後に提出を求めます。大学院（修士課程）を卒業の人は大学（4年制）の証明書も併せて提出になります。

☆ 地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【別表】学歴に応じた職務経歴について

学 歴	職 務 経 験
大学卒	7年以上
短大（3年制）卒	9年以上
短大（2年制）卒	10年以上
高校卒	13年以上

前掲の受験資格に記載した要件に加え、上記の学歴に応じた職務経歴（※1）が必要です。また、その職務経歴は、職種区分ごとに、下記（※2）に記載した職務経歴である必要があります（事務職を除く）。

（※1）職務経歴について

- （1）職務経歴には、会社員や公務員として週36時間以上の勤務が該当します。ただし、有期雇用やアルバイト等の非正規は含みません（正規職員のみ該当）。
- （2）複数の職務経歴がある場合は通算することができますが、同一期間に複数個所で勤務した場合は、通算できるのはいずれか一つの職務経歴のみです。
- （3）休業等（育児休業、介護休業等）により実際の業務に従事しなかった期間については、職務経歴期間に通算できません。
- （4）職務経歴の確認のため、最終合格発表後に職歴証明書等の提出を求めます。職務経歴の証明ができなかった場合は、採用されません。申込みの際は、職歴欄へ職務内容等を詳細に記載してください。
- （5）職務経歴期間は、令和6年9月30日までの期間を通算します。

（※2）職種区分ごとに必要となる職務経歴

【土木】 民間企業等において土木関係の設計・施工管理等の職務経歴であること

【保健師】 民間企業等において保健師としての職務経歴であること

【その他】

- ・ 大学院卒の場合、受験資格の職務経歴に大学院在学期間は含みません。
- ・ 短大卒には、高等専門学校、専修学校専門課程を含みます。

4 試験の日時、会場及び合格発表

区分	日時	会場	合格発表日（予定）
第1次試験	令和6年12月8日(日) 午前10時40分から 午後4時00分頃まで	四日市市総合会館 (四日市市諏訪町2番2号)	令和6年12月13日(金) マイページで本人に通知するとともに、四日市市役所ホームページに掲載します。
第2次試験（予定）	令和6年12月21日(土)・22日(日)のいずれかに第1次試験合格者について実施する予定です。試験日・会場等は、第1次試験合格通知の際に指定します。		

5 試験内容

(1) 第1次試験の内容

職種区分	試験科目	試験時間(予定)	試験内容
各職種区分共通	基礎能力試験 (SPI3)	70分	多様な業務に共通して求められる汎用的な知的能力についての筆記試験
	適性試験	50分	主として職務遂行上必要な資質及び組織への適応性について測定するクペリン検査
技術職 (土木)	専門試験 (択一式)	120分	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画、材料・施工などについての筆記試験
保健師	専門試験 (択一式)	90分	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論などについての筆記試験

(2) 第2次・第3次試験の内容（予定）

職種区分	第2次試験
技術職(土木) 保健師	面接試験 プレゼンテーション面接(※) 論文試験
(※) プレゼンテーション面接 テーマ:「四日市市をより暮らしやすいまちにするために、あなたのどのような「経験・能力・知識」が役立つか」 時間: 発表時間は5分以内とし、その後、質疑応答を含めた個人面接を行います。 プレゼンテーション資料: A3サイズ横・片面1枚で作成し、試験当日に必要な部数(1次試験の合格通知で案内します)を印刷し試験会場に持参してください。資料の色彩は自由です。PCやスクリーンの使用はできません。	

(3) 試験問題等の公開

二次試験で実施した論文試験のテーマを市ホームページにて公開しています。

6 受 験 手 続

電子申請（インターネットによる申込み）

（1）申込方法（インターネット申込み）

ア 事前準備

①パソコン、スマートフォン（スマートフォン以外の携帯電話には対応していません）

・推奨環境について（推奨環境ではない場合、電子申請ができないことがあります）

Google Chrome 最新版

※ JavaScript が使用できる設定であること。

※ PDF を閲覧できる環境であること。（一部機能）

「Internet Explorer」は、電子申請に対応していませんのでご注意ください。

②本人のメールアドレス

（スマートフォンのメールアドレスの場合→ドメイン指定等の受信制限をされている場合は、jinji@city.yokkaichi.mie.jp
及び @bsmrt.biz のメールを受信できるように設定してください。）

③顔写真のデータ ※ 3か月以内に撮影の上半身正面向き・脱帽の写真

（添付可能ファイルサイズは 75ピクセル×100ピクセル～360ピクセル×480ピクセルです。）

④受験票を印刷するためのプリンタ（コンビニエンスストアのプリントサービス等利用可）

⑤PDFファイルを読むためのソフト

「Adobe Acrobat Reader（Ver.5.0以上）」が必要です。

イ 申込手順

①四日市市役所ホームページ内にある「令和7年4月採用予定 四日市市職員の募集（12月実施分）受験案内」で設ける「電子申請による申込」から申込専用サイトへ接続し、メールアドレス等を事前登録

②事前登録完了メールを受信後、メールに記載されたURLにアクセスし、マイページ内で受験者情報等を本登録

③本登録完了メールを受信し、登録完了

市HPIはこちら



（2）注意事項

必ず、別紙「電子申請利用案内」を一読し、確認しながら申込みをしてください。

受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合があります他、受付期間終了の直前は、サーバーが混み合う可能性がありますので、余裕を持って申込みを行ってください。）

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

（3）受験票

申込受付期間終了後、試験日一週間前までに受験票交付のお知らせに関するメールを送信しますので、各自で確認後、マイページへログインし、受験票を印刷した上で、**申込者本人が署名の上、第一次試験受験の際に必ず持参してください。**

7 試 験 結 果 の 提 供

この試験に不合格になった人で希望者には総合順位と総合得点をお知らせします。以下の要領で申し出てください。

（1）対象者：第1次、第2次試験の不合格者

（2）内 容：第1次、第2次試験それぞれの総合順位と総合得点

（3）期 間：第1次、第2次試験それぞれの合格発表日から1か月間（土・日・祝日を除く）

（4）場 所：四日市市役所総務部人事課

（5）方 法：受験者本人が、受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を持参のうえ直接申し出ること

8 受験についての問い合わせ先

四日市市役所 総務部 人事課

☎ (059) 354-8120

E-mail jinji@city.yokkaichi.mie.jp

外国籍職員の任用に関する基準について

「公権力の行使または公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、四日市市においては、外国籍の職員は次のような職務につくことはできません。

1 公権力の行使にあたる職務について

「公権力の行使」にあたる職務とは、次のとおりです。

- (1) 市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
- (2) 市民に対して義務や負担を一方向的に課す内容を含む職務
- (3) 市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
- (4) その他公権力の行使に該当することとなる職務

〔「公権力の行使」にあたる主な職務の例〕

生活保護の決定、占用許可、立入検査、各種許認可、改善措置命令、税の賦課・滞納処分、公害防止規制、都市計画の決定、建築制限、違反建築物取締、開発行為の許可、土地利用規制など

2 公の意思の形成への参画にあたる職について

「公の意思の形成への参画」にあたる職とは、四日市市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として専決権限を有する課長以上の職及び代決権限を有する課長補佐以上の職並びに本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。

外国籍職員の任用にあたっては、公務員の基本原則に抵触しない職であればつくことができます。専門的な特命事項を担当する課長級以上の相当職及び課長専決権限を全部は適用しない出先機関の長並びに課長補佐相当職以下（本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職を除く）の職（具体的には課付主幹、係長、主幹）への昇任は制限されません。

勤務条件（令和6年4月1日現在）

●給与

初任給 266,640円～（金額は地域手当（10%）を含む）

☆初任給は、前職歴に応じて加算されます。

☆諸手当として扶養手当、通勤手当、住居手当、地域手当、期末・勤勉手当（4.5月分）などが支給されます。

☆民間給与の動向に応じて改定される国家公務員給与に準拠して給与改定があります。

☆「四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」が改正される場合があります。

●勤務時間・休暇

☆勤務時間 午前8時30分～午後5時15分（1週あたり38.75時間）（注）勤務場所により異なることがあります。

☆休日 土曜日・日曜日（完全週休2日制）祝日・年末年始（注）勤務場所により異なることがあります。

☆休暇 年次有給休暇が年間20日あり、残日数がある場合は翌年度に繰り越すことができます。

その他、結婚休暇、出産補助休暇など条例で定められた休暇があります。

●福利厚生

☆共済組合・職員共済会の事業として、各種福利厚生事業の充実を図っています。

・各種健康診断や人間ドックなどの実施により、健康な職場づくりを進めています。

・共済保養所、スポーツ施設と利用契約を結び、余暇利用を支援しています。

☆採用内定者には、健康診断を受診していただきます。

○ 配属先の例

【土木職】

都市整備部	
都市計画課	都市計画に関する事、公共交通に関する事など
道路建設課・道路維持課	市道工事の設計・施工・監督、維持管理など
市街地整備課・公園緑政課	都市再開発事業、区画整理事業、公園緑地の整備・維持など
河川排水課	河川・排水路工事の設計・施工・監督、維持管理など
商工農水部	
農水振興課	農地・農道・漁港の整備など
上下水道局	
水道建設課	水道の建設・改良・更新工事の設計・施工・監督など
水道維持課	水道の維持管理にかかる工事の設計・施工・監督など
下水建設課	下水道の建設・改良・更新工事の設計・施工・監督など
下水維持課	下水道の維持管理にかかる工事の設計・施工・監督など

【保健師】

健康福祉部	
健康づくり課	成人の健診、健康づくりの推進などに関する事
保健所 保健予防課	感染症対策、精神保健福祉などに関する事
こども未来部	
こども保健福祉課	乳幼児・妊婦の健診、育児相談などに関する事